

# 株式プレミアム論における 処分可能性の意味

鵜 飼 哲 夫

- I はじめに
- II 内川教授の主張と処分可能性
- III 木村・馬場両教授の主張と処分可能性
- IV 岡部教授および内川教授における処分可能性の意味
- V おわりに

## I はじめに

前稿<sup>1</sup>において、株式プレミアムの性格を検討する一つの手がかりとして、岡部利良教授が「会計学上の資本と利益」<sup>2</sup>と題する論稿において示された例示、すなわち、株式プレミアムの利益性を主張する創業利得説に対する批判として、教授が、株式プレミアムは少なくとも一般的には処分可能性を持つものではないことを示された例示を中心に、利潤率の問題と利潤率を考える場合の配当以外の所要の控除分・分配分について考察してみた。そして、株式プレミアムの会計学上の性格を検討するについては、なお、配当率、利子率とともに、利潤率を考慮に入れることが必要であることを指摘した。

拙稿に対して、岡部教授から、私信のかたちで、レポート用紙21枚にも

- 
- 1 拙稿「株式プレミアムと利潤率——岡部教授の例示を中心にして——」『同志社商学』第40巻第5号、1989年。
  - 2 岡部利良「会計学上の資本と利益——両者の区別についての一論——」（4・完）『会計』第73巻第4号、1958年、71ページ。

のぼる長大なご批判をいただいた。私のまったく拙ない論文にもかかわらず、有益な助言をいただいたことは、光栄のかぎりである。教授が拙稿に対して示された問題点については、その一つ一つにお答えしなければならぬが、数多くの点についてのご批判であり、いまだちにお答えすることができない。しかしながら、教授のご批判から、岡部教授および内川菊義教授における処分可能性の意味について、私なりに整理するのを感じたのである。そこで本稿では、内川教授の見解を中心にして、創業利得説が株式プレミアムの利益性を主張する際の処分可能性の意味について整理し、さらには、岡部教授と内川教授における処分可能性の内容の食い違いについても検討してみたい。

## II 内川教授の主張と処分可能性

岡部教授は、株式プレミアムの利益性を主張する創業利得説に対し、みずからの例示をもって、株式プレミアムがかならずしも処分可能性を持つものでないことを示されて、創業利得説を批判された。教授が例示によって株式プレミアムの処分可能性を問題とされたのは、教授自身明らかにしておられるように、「私の理解の仕方からすれば、論者たちがこれらの創業利得ないし株式プレミアムを利得としている(少なくとも一つの)とくに重要な論拠は、これらのものは当該株式発行会社にとっては資本として投下する必要なく、ひいてその処分は可能なものとしている点(処分の可能性)にあると考えられることから<sup>3</sup>」であった。

このように岡部教授は、会計学上株式プレミアムの性格について論ずるにあたり、内川教授(その他少なくとも一部の論者)が、株式プレミアム

3 岡部利良「株式プレミアムと創業利得再論——内川講師へのお答えを中心として——」(1)『会計』第75巻第1号, 1959年, 28ページ。

の処分可能性を少なくとも主要な論拠としてその利益性を主張されてきたということから、株式プレミアム利益説の論拠とされているその処分可能性ということがかならずしもいいうるものでないことを、例示をもって示されたのである。

ところで、内川教授は、「資本剰余金論における拠出資本説の再吟味」という論稿のなかで、「もしも創業利得説が、・・・株式プレミアムの利益性をその処分の可能性に求めているのであるならば、それは、教授が『(企業におけるある価値の増加の) 処分の可能性いかに基準として当の資本と利益の区別を考えようとするならば、このような考え方自体すでに問題のあるところである』・・・とっておられるように、まさしく妥当ではないのであって、それはちょうど営業上の利益(利益剰余金)の利益たる性格を、その処分の可能性に求めるのと同様の誤謬を犯すことになるであろう。しかしながら創業利得説が、株式プレミアムをもって利益であると主張する理論的根拠は、じつはべつのところにある。ヒルファディングが『創業利得または発行利得は、利潤でも利子でもなく、資本還元された企業者利得である』・・・と説明しているのが、すなわちそれである<sup>4</sup>」と述べておられる。内川教授のこの論述によれば、株式プレミアムの利益性をその処分の可能性に求める考え方は、まったく否定されることとなっている。

そこで、岡部教授は、私に与えられた私信のなかで、上の内川教授の論述は、教授が処分の可能性を少なくとも一つの重要な根拠として主張してきた株式プレミアム利益説を、それに関して教授の問題としてきた一部についてであれ、きわめて重要な点において改め、修正するに至っていることを意味しているものといいうるものであることを指摘されている。つまり、岡部教授は、内川教授が、当初は株式プレミアムの処分可能性を一つ

4 内川菊義「資本剰余金論における拠出資本説の再吟味——岡部教授の批判にお答えして——」(1)『同志社商学』第12巻第2号、1960年、8ページ。

の主要な根拠として、その利益性を主張していたのに対し、のちには、株式プレミアムの利益性をその処分可能性に求めるのは妥当でないとして、自説を修正されるに至っていることを指摘しておられるのである。

内川教授の上の論述によれば、株式プレミアムの利益性をその処分の可能性に求める見解はまったく否定されることとなっているから、教授が、その当初、岡部教授の指摘しておられるように、株式プレミアムの利益性をその処分可能性に求めておられたとするならば、それは、あきらかに教授の見解がきわめて重要な点で修正されていることを示すことになる。

しかしながら、内川教授は、その当初において、株式プレミアムが処分可能なものであるという、その処分可能性を理論的根拠とすることによって、株式プレミアムの利益性を主張しておられたのであろうか。教授の見解を跡づけてみる必要がある。

内川教授は、まず「株式プレミアムの本質について」という論稿のなかで、「株式プレミアムの本質は経済学上創業者利得と云われるところのものであり、この創業者利得が産業資本の機能形態となって機能資本家に帰属せんとするとき、それがとるところの現象形態が即ち株式プレミアムである<sup>5</sup>」と述べて、株式プレミアムが創業利得の一形態であるとしてとらえられ、つづいて、「その会計学上に於ける本質が利益であるか或は資本であるかという問題については、それは利益でなく従来の通説が云う如く資本であると結論することができる<sup>6</sup>」として、株式プレミアムの性格を利益でなく資本であると規定しておられる。

ところが、それに続く教授の「減資差額について」という論稿のなかでは、その冒頭で、「資本剰余金なる概念については、その性格を資本であると主張する持分均衡説と、反対に利益であると主張する創業者利得説と

5 内川菊義「株式プレミアムの本質について」『経済学研究』第18巻第3号、1953年、172ページ。

6 同論文、172ページ。

が存在して相互にあい対立しているけれども、・・・後者の方はただ単に一部の学者によって唱えられている少数説であるにすぎない<sup>7</sup>」ことを明らかにされたうえで、「創業利得説によれば、株式プレミアムは株式会社、正確に言えばその株式会社における産業資本家として株主が、貨幣資本家としての株主から、資本市場を通じて獲得するところの創業利得の一形態である<sup>8</sup>」と述べられるとともに、「減資差益は・・・産業資本家にとっては、それはまさに自己の利益であり、しかもその利益は、彼がこれまで継続的に取得していた企業家利得の一部を、この株式の買入によって、将来は取得することができなくなった代りに、その企業家利得の一部を平均利子率で資本還元した価格だけ、これを一時に前取したいいわゆる創業利得の一形態であると考えられるにいたる<sup>9</sup>」と述べておられる。

したがって、さきの「株式プレミアムの本質について」という論稿においても、また、この後者の「減資差額について」という論稿においても、株式プレミアムは、ともに等しく、創業利得の一形態であるとしてとらえられているにもかかわらず、さきの論稿においては、その会計上の性格が資本であるとしてとらえられているのに対し、後者の論稿においては、その性格が利益であるとしてとらえられているのである。

これはまったく奇妙な現象であり、同じく創業利得の一形態であるとしてとらえられている株式プレミアムが、一方では資本として規定され、他方では利益として規定されているのである。もっとも、教授は、この「減資差額について」という論稿以後のすべての論稿において、株式プレミアムが創業利得の一形態であって、その性格が利益であるという見解を堅持しておられる。しかし、当初の資本という規定が利益という規定に180度転換したその理由については、私の知るかぎり一言も言及しておられな

7 内川菊義「減資差額について」『会計』第72巻第6号、1957年、75ページ。

8 同論文、86ページ。

9 同論文、88ページ。

い。私が直接教授からお聞きしたところでは、教授は、その理由について次のように述べられた。

「私が最初の論文で、株式プレミアムの会計学上の性格が資本であると規定づけたのは、私の未熟さにもとづく誤りであって、それは利益であると規定すべきであった。私は、株式会社における機能資本家が他の一般の株主と同様にその同一の会社の株主であるという事実を、私の思考のなかで正しく位置づけることができなかった。だから、私の思考のなかでは、機能資本家があたかも株式会社の外にいるように位置づけられ、したがって、その機能資本家が他の貨幣資本家としての一般の株主から創業利得を取得する過程が、企業外部のでき事としてとらえられることになった。そして、その企業の外部で取得された創業利得が、機能資本家によって、その株式会社の所要機能資本の一部として投下されることになった、その投下された資本がほかならぬ株式プレミアムであるとしてとらえたのである。したがって、私のこの思考のもとでは、機能資本家による創業利得取得の過程つまり利益取得の過程が企業内部の取引としてはとらえられず、ただ、その資本として投下される側面のみが企業内部の取引としてとらえられることになっている。だから、株式プレミアムは創業利得ではあるけれども、その会計学上の性格は資本であると規定づけられることになった。しかし、この場合の機能資本家は、他の一般の株主と同様に、その株式会社の株主としてとらえるべきであった。そして、このことが正しくとらえられるならば、その機能資本家による創業利得取得の過程は、企業内部における利益取得の過程としてとらえられることになり、したがって、株式プレミアムは創業利得の一形態であって、その会計学上の性格は利益であると規定づけられることになるはずである。それは、ちょうど利益剰余金はその企業における所要機能資本の一部として投下（内部留保）された資本であるが、しかし、その投下（内部留保）される以前において、企

業の経営過程において取得された利益であるという理由をもって、その会計学上の性格が利益であると規定づけられるのと、まったく同一の過程である<sup>10</sup>と。

したがって、内川教授の以上の論稿および説明によれば、株式プレミアムの会計学上の性格が資本であるか利益であるかという、その性格づけにおいて、当初は、資本であると規定されながら、のちには、利益であると規定されるという、まさに180度の転換が行われているとしても、それが資本あるいは利益であると規定する理論的根拠は、いずれの場合においても、株式プレミアムが創業利得の一形態であるということに求められているのである。このことからいうならば、岡部教授の指摘しておられる、内川教授をはじめ株式プレミアム利益説を主張する（少なくとも一部の）論者たちが、この利益説の少なくとも一つの主要な根拠は同プレミアムの処分可能性ということに求めていた、という側面は、少なくとも内川教授に関するかぎり、見受けられないのである。そうであるならば、内川教授が、上で示した諸論稿のずっと後において、前述のように、「もしも創業利得説が、・・・株式プレミアムの利益性をその処分の可能性に求めているのであるならば、それは、・・・まさしく妥当ではないのであって、それはちょうど営業上の利益（利益剰余金）の利益たる性格を、その処分の可能性に求めるのと同様の誤謬を犯すことになるであろう<sup>11</sup>」と述べられているとしても、それは、岡部教授のいわれるように、内川教授が株式プレミアムの処分の可能性を少なくとも一つの主要な根拠として主張してきた株式プレミアム利益説を、きわめて重要な点において改め、修正するに至っていることを意味していることにはならないと考えられる。

つまり、内川教授は、株式プレミアムの会計学上の性格が資本であるか

10 これは私が内川教授からお聞きした内容を文章化し、教授にその文章を確認していただいたものである。

11. 内川「資本剰余金論における拠出資本説の再吟味」(1), 8ページ。

あるいは利益であるかについては、もっぱら、株式プレミアムが創業利得の一形態であるということを根拠にして、当初は、その性格を資本として、のちには、その誤りに気づかれて、その性格を利益として規定されているのであって、岡部教授の指摘される、内川教授が株式プレミアムの処分可能性によって株式プレミアムの利益性を主張している、ということになっていないのではないと思われる。

### Ⅲ 木村・馬場両教授の主張と処分可能性

株式プレミアムに関する創業利得説は内川教授によってはじめて主張されたものではない。それはすでに、木村和三郎教授および馬場克三教授によって提唱されていた。たとえば、木村教授は、「資本剰余金の主たる構成部分である『資本利得』・・・は金融資本主義の確立した時代、詳しく云えば株式会社と証券取引所の機構が確立した時代において利潤の分配請求権を平均利率によって逆に資本還元することにより生ずる、擬制資本額と、元の投下資本額との差額即ち『創業者利得』・・・であるのである<sup>12</sup>」と述べておられるし、また、馬場教授は、「問題の鍵はプレミアムが本来、会社の発起人であり支配者団である機能資本家に帰属する創業利得であるという点にある。・・・経済学的には明かに超過利得の前取であるプレミアムなのだが、・・・その本質が超過利得の前受けであることに変わりはない<sup>13</sup>」と述べておられる。内川教授は、この木村・馬場両教授の見解を積極的に受け継がれたのである。

ところで、木村・馬場両教授は、いずれも株式プレミアムを創業利得としてとらえられることから、さらに進んで、たとえば木村教授は、「経営

12 木村和三郎「資本剰余金の概念分析」『会計』第58巻第3号、1950年、10-11ページ。

13 馬場克三「株式会社会計の根本問題」『会計』第68巻第2号、1955年、4-5ページ。



利潤も資本損益（資本利得＝株式プレミアム——引用者）も共に資本の所有関係の面においては、元本を損せずして、自由に処分し得るものである点においては相異はないのであり、何れも株式会社の利潤であり、利得であり、処分可能なものである<sup>14</sup>と述べておられるし、また、馬場教授も同様に、「プレミアムの源である超過利得の真の売手が会社の支配者団たる機能資本家であること、従ってその取得した代価たるプレミアムが真の売手たる支配者団の自由にすることであることも疑いのないところである<sup>15</sup>」と述べておられる。つまり、木村・馬場両教授は、株式プレミアムが創業利得の一形態であるとしてとらえられることから、それは自由に処分しうる、あるいは処分可能なものであることを指摘しておられるのである。

周知のように、ヒルフェディングは、創業利得について、次のように明らかにした。「100万マルクの資本をもつ一産業企業があるとしよう。平均利潤は15%、支配的利子率は5%とする。この企業は15万マルクの利潤をあげる。しかし、15万マルクという額は、年収入として5%で資本還元されれば、300万マルクという価格をもつであろう。5%では、貨幣資本はおそらく確定利子付の確実な証券しか引き受けようとしなないであろう。しかしわれわれは高い危険割増をつけることにし、これを2%としよう。さらにわれわれは管理費、役員配当などを考慮せねばならない。これらは、企業の利潤から支出されねばならないものであり、個人経営ならば、株式会社とちがって、省かれたであろうものである。これらのために、処分可能な利潤を2万マルクだけ削減するとすれば、13万マルクが分配されうることになり、これが株主に7%の利子を提供すべきものとなる。そうすれば、株式の価格は1,857,143マルク、すなわち約190万マルクに等しい。しか

14 木村和二郎「資本剰余金の性格について」『税経通信』、1956年12月、19ページ。

15 馬場、前掲論文、5ページ。

し、15万マルクの利潤を生むためには、100万マルクの資本しか必要でなく、90万マルクは自由である。この90万マルクは、利潤を生む資本の利子を生む（配当を生む）資本への転化から生ずる。それは、株式会社形態から生ずる比較的高い管理費が利潤を減らすことを考慮しないとすれば、15%で資本還元された額と7%で資本還元された額との差に、すなわち平均利潤を生む資本と平均利子を生む資本との差に、等しい。この差が『創業者利得』として現れるのである。それは、ただ、利潤を生む資本の利子付資本形態への転化から生ずるにすぎないところの、利得の<sup>16</sup>一源泉である。」

ヒルファディングが、上の説明のなかで「90万マルクは自由である」といっているときの、その90万マルクは、機能資本家によって企業の外部へ持ち出されることのある場合を前提にして、それが自由であるといっているのであるが、木村・馬場両教授は、この90万マルクが企業の外部へは持ち出されずに、他の100万マルク部分とともに、その企業の増資後の所要機能資本として機能せしめられるとき、その90万マルクは、企業会計上株式プレミアムとしてあらわれてくることを明らかにされている。そして、この90万マルクが、企業の所要機能資本として、他の100万マルク（額面金額）部分とともに、機能資本家によって運用せしめられているとしても、それは、株式会社の利潤額15万マルクから管理費等の2万マルクを控除した後の株主に対する配当金13万マルクを生むためには必要でなく、それから解放されて自由に所要機能資本として運用することが可能であり、また、その運用から得られる利潤部分を配当金に充当する必要はまったくない、という意味でそれが自由であるといっておられるのである。

要するに、木村・馬場両教授は、株式プレミアムは創業利得の一形態であって、しかも、創業利得が利潤を生む資本の利子付資本形態への転化か

16 ヒルファディング（岡崎次郎郎）『金融資本論』（上）、岩波文庫、改版、1982年、215-216ページ。

ら生ずる利得の源泉であり、ヒルファディングの例示によれば、15万マルク、管理費等の2万マルクを考慮した場合には、それから2万マルクを控除した13万マルクの利潤をうむためには資本として機能せしめる必要はなく自由であるとすれば、この株式プレミアムもまた、同様に、利潤、もしくは管理費等の所要の控除分を差し引いたのちの配当を維持するための所要機能資本から解放されて、自由に他の目的のための所要機能資本として運用することができる、と主張しておられるのである。したがって、木村・馬場両教授は、株式プレミアムを創業利得の一形態としてとらえられることから、それが他の額面金額部分とともに、等しく増資後の所要機能資本として運用されるとしても、その資本としての性格は、額面金額部分に相当する所要機能資本とはまったく異なって、別個の性格をもつものであることを強調しておられるのである。つまり、両教授が、株式プレミアムが自由であり処分可能であるといっておられるのは、両教授が、株式プレミアムを創業利得の一形態としてとらえておられることからくる、その資本としての性格、つまり、額面金額とは異なって配当維持のためには拘束されないという側面を明らかにしようとする、その理論的帰結にすぎないのである。

ところが、これに対して、岡部教授は、株式会社における「資本とは、(原則として)株主の出資したもの、すなわちいわゆる拠出資本とみることが妥当である・・・いかえれば、資本の範囲は最大限株主の拠出したものに限定すべきである・・・それゆえ私の場合にも、たんに資本金のみならず、株主の拠出したものであるかぎり、額面超過金・・・も・・・い**わ**ば広義の払込資本(拠出資本)をなすものとみられるところから、資本・・・に属せしめられることになる<sup>17</sup>」と理解される。教授は、株式プレミ

17 岡部利良「会計学上の資本と利益——両者の区別についての一論——」(3)『会計』第73巻第3号、1958年、80ページ。

アムを資本としてとらえておられることから、この株式プレミアムを利益であるとしてとらえている創業利得説に対して、次のように厳しい批判を加えておられる。

「ここで私が問題としようとするのは・・・株式プレミアム（株式発行の際の株価総額マイナス資本金・・・）であって、いうところの創業利得（株式発行の際の株価総額マイナス所要機能資本・・・）ではないということである。創業利得説による論者たちによれば、右の両者は一般に同義のものと解されているが、しかしそれはけっしてこのように単純に同義のものと考えられるべきものではない。・・・当面の問題にかんしていえば、私にはこの両者がこのように同義のものとされてきたところに、一つの根本的な誤りがあるようにさえ考えられる<sup>18</sup>。」「創業利得説による論者たちが、  
 ・・・・株式プレミアムをもって資本ではなく一種の利益（利益剰余金）を意味するものとする・・・のは、——それが会社に払込まれるとともに——従属株主の手から離れて、支配株主（ないし彼らの支配する会社自体）に帰属し、あるいは彼らの所有に帰するものとなるという（論拠によるも——引用者）のである<sup>19</sup>。」「そして、「このことからさらに論者たちによってとくに問題とされているのは、——かかる事実からすれば当然のことであるが——じつはこのプレミアムは、彼ら支配株主が自由に処分しうるものであるということ（プレミアムの処分可能性）である。（このことが明示的にいわれていない場合でも、論者たちにおいては、概していえばこのように考えられているとあってよい。またこのプレミアムについてしばしば問題とされている配当の可能性ということも、じつは右のことと相通ずるものにほかならない。）しかもこのことは、論者たちによりプレミアムについて考えられている一つの重要な事実とみられるものである。そして論者

18 岡部「会計学上の資本と利益」（4・完），64ページ。

19 同論文，67ページ。

たちの場合において、このプレミアムが利得をなすものであることを強く主張するのも、さらにより具体的な点からみるならば、(少なくとも一つには)かかる事実をもってその主要な論拠としているものであるとってよいただろう。(論者たちの所論からするとき、このようにみることは論者たち自身においても認めるところであろうし、なんら不当ではないはずである。)<sup>20</sup>」。

しかしながら、内川教授の場合もそうであったが、木村・馬場両教授、少なくとも両教授の場合においては、株式プレミアムの処分可能性を論拠にしてその利益性を主張するということになってはいない。さきの両教授の論述からみても、株式プレミアムの処分可能性は、その株式プレミアムを創業利得の一形態としてとらえられることから導き出される理論的帰結にすぎないのであって、その利益性を主張するための理論的前提とはけっしてなっていないのである。

そうであるならば、岡部教授は、前述のように、「論者たちの所論からするとき、このようにみることは論者たち自身においても認めるところであろうし、なんら不当ではないはずである」と述べておられるが、少なくとも木村・馬場両教授に関するかぎり、岡部教授の「主要な論拠としている」というとらえかたを、両教授がそのまま認められるということにはならないであろうし、また、「なんら不当ではない」といわれることにはならないであろうと考えられるのである。つまり、岡部教授が、創業利得説を主張する論者たちが株式プレミアムは処分可能なものとし、そしてこのことを少なくとも一つの主要な論拠としてその利益性を主張されてきたとされるのは、内川教授をも含めて、木村・馬場両教授によって主張された論旨とは食い違うことになっているといわざるをえないのである。

そこで、このような点からするならば、岡部教授が、「株式プレミアムの

20 同論文、68ページ。

利得性を主張するのに、その処分の可能性を論拠とするとき見解はけっしてそのままとりうるものでない<sup>21</sup>」、あるいは、「処分の可能性いかに基準として当の資本と利益の区別を考えようとするならば、このような考え方自体すでに問題のあるところであるといわなければならない<sup>22</sup>」と指摘されておられることは、それ自体としてはまさにそのとおりであるけれども、岡部教授のこの指摘が、もしも内川教授を含めて木村・馬場両教授が、そのような論理展開をとっておられるという前提のもとでの指摘であるならば、それは、両教授に対する批判としては適切さを欠くことになっているように思われるのである。

#### IV 岡部教授および内川教授における処分可能性の意味

前節までに考察したように、内川教授も含めて、木村・馬場両教授が、株式プレミアムの処分可能性を主張しておられるのは、この株式プレミアムを創業利得の一形態としてとらえられることから導き出される理論的帰結として、処分可能であると述べておられるにすぎないのであって、岡部教授が指摘しておられるように、株式プレミアムの処分可能性を論拠にしてその利益性を主張しようとするためのものではない。しかしながら、木村・馬場両教授あるいは内川教授によって、理論的帰結としてであれ、株式プレミアムの処分可能性が指摘されていることから、岡部教授のいわれるように、「プレミアムだからといって——少なくとも一般的には——必ずしも処分の可能なものでない<sup>23</sup>」ということになると、この株式プレミアムを創業利得の一形態であるとしてとらえようとする、木村・馬場両教授および内川教授のいわゆる創業利得説については、大きな疑問が生ず

21 岡部「株式プレミアムと創業利得再論」(1), 30ページ。

22 岡部「会計学上の資本と利益」(4・完), 73ページ。

23 同論文, 71-72ページ。

ることになる。

ところで、株式プレミアムを資本金とともに「広義の払込資本（拠出資本）」としてとらえられる岡部教授は、教授の示された例示について利潤率の欠落を指摘された内川教授に対して、「当の株式プレミアムの処分の可能性いかんという点からみるかぎり、私はこの利潤率なるものは少なくとも直接的には問題となるものではない<sup>24</sup>」とされ、「企業利益のみについても、(株式プレミアムの考察上とくに問題となる)当の配当にあてられるのは、一般には——この企業利益のうちから租税・内部留保としての剰余金（利益剰余金）、重役賞与等を控除したところの——要するにその一部にとどまる<sup>25</sup>」のであって、「それ（配当——引用者）は、利潤（利潤率）ないし企業利益の大きさがどのようなものであろうとも、それから・・・（配当以外の）所要の控除分・分配分を差引いたのち配当としてあてることのできる最高限度のものとしてみられているものである<sup>26</sup>」と述べておられる。したがって、「一定の配当（あるいは利潤）とそれを維持するに必要な機能資本（ないし所要機能資本）の大きさとの関係」は、「元来一定の配当を前提するかぎり、機能資本（ないし所要機能資本）は、たんにこのような配当を維持するに要する大きさのものだけではなく、さらにそれより何倍かのものを必要とするものとみななければならない。それはまた、配当の何倍かの利潤を生む資本を意味するものである<sup>27</sup>」ことを明らかにしておられる。

つまり、岡部教授は、「(配当以外の) 所要の控除分・分配分」の存在を重要視されるどころから、利潤率がたとえどのようなものであろうとも、当然控除することを要する「(配当以外の) 所要の控除分・分配分」を考慮

24 岡部利良「株式プレミアムと創業利得再論——内川講師へのお答えを中心として——」(2)『会計』第75巻第3号, 1959年, 64ページ。

25 同論文, 67ページ。

26 同論文, 68ページ。

27 同論文, 68ページ。

するかぎり、株式プレミアムは処分不可能のもののみならなければならない、とされておられるのである。

そこでこの場合、岡部教授が、株式プレミアムは処分不可能のもののみならなければならないとされるときの、その「処分不可能」とはいったいどのような意味であるかについて、さらに探ってみると、教授の論述のなかに次のような箇所を見ることができる。

「論者たちがこれらの創業利得ないし株式プレミアムを利得としている(少なくとも一つの)とくに重要な論拠は、これらのものは当該株式発行会社にとっては資本として投下する必要なく、ひいてその処分は可能なものとしている点(処分可能性)にあると考えられる。<sup>28</sup>」(傍点引用者)。

あるいは、次のような箇所も見受けられる。

「増資の場合・・・についていえば、その際の所要機能資本の大きさと増資による資本金と右のプレミアムの合計を対比して、後者が大であれば、その大なる部分は処分の可能性のあることを示すものであるとってよい。ただしこの場合配当率は一定とし、またここでいう所要機能資本とは、このような配当率に該当する配当額を当然ふくむところの所要の利潤をあげるに要する資本(資本額)を意味するものとする<sup>29</sup>」。

したがって、教授のこれらの論述によれば、株式プレミアムの「処分可能性」という意味は、資本として投下するあるいは充用する必要がない、つまり、配当率に該当する配当額を当然むくむところの所要の利潤をあげるに要する所要機能資本として投下する必要がない、という意味でそれが使用されているように見受けられる。

ところが、これに対して、内川教授は次のように述べておられる。「この超過金は、経済学上『創業利得』と呼ばれているが、支配株主はこの創業

28 岡部「株式プレミアムと創業利得再論」(1), 28ページ。

29 岡部「株式プレミアムと創業利得再論」(2), 69ページ。



利得を・・・資本の蓄積が要請される場合には、これを直接会社の『所要機能資本』として機能せしめることもできる」が、この「創業利得が、会計学上、株式プレミアムと呼ばれている。・・・しかしながら、この株式プレミアム 100万円は、資本金部分すなわち株式額面 100万円とは、等しく資本として機能していることにはかわりはないとしても、その資本金性格をまったく異にする。すなわち後者の株式額面 100万円は、他の事情にして不変ならば、はじめに予定された 1割 5分の配当金を支払い、しかも自己に帰属する 15万円の利潤部分を獲得するためには、ぜひとも現実に機能せしめることを必要とする資本部分であり、したがってこの部分は、それがもしも消耗されるならば、支配株主ははじめに予定した配当金を支払うこともできなければ、また自己に帰属する利潤部分を獲得することもできなくなる。ところが前者の株式プレミアム 100万円は、かかる拘束を全然蒙むることのない、すなわち支配株主がこれをいかように使用し処分しようとも、そのことは、はじめに予定した配当金と自己に帰属すべき利潤部分の獲得に対して、なんらの影響をも与えないところの、まったく支配株主の独自の自由な判断にもとづいて『所要機能資本』に転化せしめられた資本部分である<sup>30</sup>」。

あるいは、次のようにも述べておられる。

「倍額増資に際して、資本金 100万円のほかに、さらに株式プレミアム 100万円が生じたとしても、この株式プレミアムは、その増資後の配当を 1割 5分に持続するためには、なんら所要資本として機能せしめる必要はない。というのは資本金の増資部分 100万円にたいする 1割 5分の配当を実施するためには、その増資部分から取得された利潤量 15万円を配当すれば十分であり、株式プレミアム部分 100万円から取得された利潤量 15万円

30 内川菊義「株式プレミアムと創業利得——岡部教授の創業利得説批判によせて——」『会計』第74巻第2号、1958年、83-84ページ。

まで配当する必要は少しも存在しないからである。<sup>31</sup>

これらの論述によれば、内川教授における株式プレミアムの処分可能性という意味は、所定の配当額を維持するための所要機能資本からは解放されて自由であること、つまり、株式プレミアムは他の資本金部分とともに、増資後におけるその会社の所要機能資本として運用せしめられているとしても、それは所定の配当額を維持するために必要な所要機能資本として運用せしめられているのではなく、これとは別個の、他の目的のために必要な所要機能資本として運用せしめられているという意味で使用されているのである。

とするならば、岡部教授にあっては、この株式プレミアムの処分可能性という意味が、配当率に該当する配当額を当然ふくむところの所要の利潤をあげるに要する所要機能資本として投下する必要がない、つまり、その企業の所要機能資本から解放されて自由になる、という意味で使用されているのに対し、内川教授にあっては、その処分可能性の意味が、それとは異なって、等しく企業に投下された所要機能資本のうち、所定の配当額を維持するために必要な所要機能資本から解放されて、自由に他の目的のための所要機能資本として機能せしめうるという意味で使用されている。したがって、岡部教授において、所要の控除分・分配分を考慮するかぎり、株式プレミアムは処分不能のものとして、株式プレミアムの処分不可能性が主張されているとしても、それは内川教授の立場からみれば、所定の配当額を維持するため以外の他の目的で、この株式プレミアムが所要機能資本として機能せしめられている事実を示されたにすぎないものとなるのである。

さきのヒルファディングの引用文において、「15万マルクの利潤を生むためには、100万マルクの資本しか必要でなく、90万マルクは自由である」

31 内川菊義『資本剰余金論』中央経済社、1966年、256ページ。

と述べているときの、「90万マルクは自由である」という意味は、明らかに、その90万マルクは企業外へ持ち出すことができるという意味であった。したがって、この場合には株式プレミアムという現象が生じうる余地はまったくない。ところが、この90万マルクが他の100万マルクとともに、その企業の所要機能資本として機能せしめられるとき、この90万マルクは企業会計上株式プレミアムとなってあらわれる。そしてこの場合、この「90万マルクは自由である」という意味は、株式プレミアム90万マルクは、他の資本金100万マルクとともに、等しくその企業の所要機能資本として機能せしめられているけれども、しかし、この株式プレミアム90万マルクは、他の資本金100万マルクとは異なって、15万マルクの利潤から管理費等の2万マルクを控除した13万マルクの配当金を得るためには所要機能資本として機能せしめる必要はない。いいかえれば、この利潤額15万マルクから管理費等の2万マルクを控除した配当額13万マルクを維持するためには、資本金100万マルクのみを所要機能資本として機能せしめれば十分であり、株式プレミアム90万マルクを機能せしめる必要はない。つまり、株式プレミアム90万マルクは、それから解放されて自由に他の目的のために所要機能資本として機能せしめることができる。

内川教授が、株式プレミアムは処分可能であるといっておられるときの、その処分可能の意味は、以上のような意味であって、この株式プレミアムがその企業の所要機能資本として機能せしめる必要はなく、企業外へ持ち出しうるという意味ではなかった。もちろん株式プレミアムは創業利得の一形態であるから、企業外へ持ち出しうるという性質をもっている。しかし、この株式プレミアムが他の形態の創業利得と異なるところは、この株式プレミアムは、企業外へ持ち出しうる性質をもっているにもかかわらず、企業外へは持ち出されずに、その企業の所要機能資本として、他の資本金部分とともに、投下され充用せしめられているということである。

しかも、それは、資本金部分とは異なって、利潤から管理費等の控除分を差し引いたあとの配当額を維持するためには、所要機能資本として機能せしめる必要はなく、それから解放されて自由に他の目的のための所要機能資本として充用することができるという性質をもっているのである。たとえば、最近一般化しつつある株式の相互持ち合いなど、それに必要な資金源は、この株式プレミアムによって最も有効に調達しうるものである。株式の相互持ち合いのために投下された所要機能資本部分は、それ自体としてはけっして利潤を生むものではないにもかかわらず、株式会社相互の機能資本家は、それによって機能資本家としての自己の地位をますます強化することができるのである。

## V おわりに

さて、以上にわたって考察してきたように、岡部教授の理解される株式プレミアムの処分可能性の意味と、内川教授の理解される株式プレミアムの処分可能性の意味は、少なからず食い違って同一内容のものではない。岡部教授は、「(配当以外の) 所要の控除分・分配分」の存在する事実を重要視されることから、この「(配当以外の) 所要の控除分・分配分」を考慮に入れるかぎり、株式プレミアムは処分不可能のものとみななければならないと主張され、その処分可能性を、増資後の資本金と株式プレミアムの合計額が、配当率に該当する配当額を当然ふくむところの所要の利潤をあげるに要する資本（所要機能資本）の大きさを超えるとき、その超える部分が処分可能になる、という意味で使用されている。つまり、岡部教授にあっては、この株式プレミアムの処分可能性の意味が、その企業の所要機能資本として投下するあるいは充用する必要がないという意味において、使用されているのである。

ところが、これに対して、内川教授の場合には、この株式プレミアムの処分可能性の意味は、上のような所要機能資本として投下する必要がないという意味にはとらえられていない。株式プレミアムは、等しくその企業の所要機能資本として投下されているけれども、他の資本金部分とは異なっていて、所定の配当額、管理費等の一定の控除を考慮に入れる場合には利潤額からそれらを控除した配当額を維持するための所要機能資本として機能せしめる必要がなく、それから解放されて自由に他の目的のための所要機能資本として機能せしめることができるという意味で、それが使用されているのである。

したがって、岡部教授と内川教授は、昭和33年(1958年)以来十数年にわたって、株式プレミアムの会計学上の性格とその処分可能性について論争されてきたけれども、しかし、その論争は、両教授の理解される株式プレミアムの処分可能性の意味が、それぞれ異なっていて同一の内容のものではないにもかかわらず、それについてはまったく触れられることなく、あたかも同一の内容のものであるかのように、それぞれの立場から、株式プレミアムは処分不可能である、あるいは逆に、株式プレミアムは処分可能であると主張されてきたように思われる。

岡部教授のように、処分可能性の意味を、所要機能資本として投下する必要がない、という意味に理解されることによって、配当以外の所要の控除分・分配分を考慮するがぎり、株式プレミアムは処分不可能のものであるといわれるのであれば、この場合の株式プレミアムは、配当額および配当以外の所要の控除分・分配分を含む所定の利潤をあげるに要する所要機能資本として、かならず充用しなければならないのであるから、岡部教授のいわれる意味の処分可能性は当然にもちえないこととなり、まさに教授の指摘されるとおりであるということになってくる。

しかしながら、そのことは、内川教授が、株式プレミアムは、等しく所

要機能資本として機能せしめられているとしても、他の資本金部分とは異なっていて、配当維持のためには所要機能資本として機能せしめる必要はなく、それから解放されて自由である、という意味においてその処分可能性を主張しておられる見解が誤りであるとして否定しうることにはならない、と考えられる。内川教授は、岡部教授と同様に、株式プレミアムが所要機能資本として充用されている事実を認められたうえで、それが、配当維持のためには機能せしめる必要がないけれども、配当以外の他の企業目的のための（そのなかには岡部教授のいわれる所要の控除分・分配分がふくまれている）所要機能資本として機能せしめることが必要である、といっておられるにすぎないからである。

とすれば、両教授が、株式プレミアムの処分可能性に関するそれぞれの理解にしたがって、一方がそれを否定し他方がそれを肯定したとしても、それは、それぞれの理解にもとづく理論的帰結であって、いずれも誤っているとはいえないものとなっている。それにもかかわらず、両教授が、株式プレミアムの処分可能性について、周知のように激しい論争を繰り返されたのは、両教授がともにそれぞれの理解する処分可能性の意味にもとづいて議論を展開されて、同じ言葉で表現された「処分可能性」の意味の食い違いを十分に検討されなかったことに一つの原因があるのではないかと思われるのである。しかも、前に述べたように、創業利得説が株式プレミアムの利益性をその処分可能性によって主張しようとしていなかったにもかかわらず、岡部教授が、株式プレミアムの処分可能性の問題を重要な論拠にしてその利益性を主張する立論は誤りであるとして、創業利得説論者を批判されたことは、この株式プレミアムに関する議論を、いっそう錯綜させるものとなったように思われるのである。

岡部教授はもちろん内川教授においても、株式プレミアムの処分可能性のいかんを根拠にして、その資本性あるいは利益性を主張しようとして

おられるのではない。岡部教授は、株式プレミアムを拠出資本の一部と考えられ、内川教授はそれを創業利得の一形態と考えておられる。株式プレミアムの会計学上の性格について、岡部・内川両教授の見解がすどく対立しているのは、まさにこの点にあると考えられる。とすれば、株式プレミアムの会計学上の性格を明らかにしようとする場合には、なによりもまず、この点について、つまり、両教授の見解がなぜこのように対立して、一方が資本と規定され、他方が利益と規定されるに至ったかその理論的根拠について検討を試みる必要があると考える。